

061-3200

石狩市■■■■条■■丁目■■番地

●●コーポ■■号室

●● ●● 様

9999

石子家第■■■■号

令和2年12月18日

石狩市保健福祉部子ども家庭課長

「ひとり親世帯臨時特別給付金『**基本給付**』」の**再支給**についてのお知らせ

このたび、令和2年12月11日の閣議決定により、新型コロナウイルス感染症の影響により大きな困難が生じているひとり親世帯へ「ひとり親世帯臨時特別給付金（**基本給付**）」を**再支給**することとされました。これを受けて、石狩市におきましても、支給対象者の皆様に本給付金（基本給付再支給分）の支給を開始いたします。

再支給は既に『基本給付』の支給を受けている方へ、前回の基本給付額と同額を支給するもので、受給にあたっては、特に**申請の手続きは必要ありません。**

【支給（振込）日と振込先口座】

令和2年12月24日（予定）に前回給付金（基本給付）振込口座へ振り込みいたします。

※ 振込依頼人名は「イシカリシカイケイカンリシャ」となります。

※ 児童扶養手当受取口座の変更手続きを行われている場合は当該口座にお振り込みいたします。

【支給額等】

（裏面をご覧ください）

【受給を辞退される方へ】

受給辞退の届出が必要となります。令和3年3月1日（月）までに「受給拒否の届出書」をご提出ください。

※ 届出書を郵送いたしますので、辞退される方は下記までご連絡ください。

※ 支給（振込）後に届出書を提出いただいた場合には、後日、給付金を返還いただくことになります。

【前回給付金（基本給付）振込先口座を解約等されている方へ】

前回給付金（基本給付）振込先口座を解約等されている場合には、**令和2年12月21日（月）までに**振込先口座の変更手続きを行なってください。

※ 変更手続きが必要な方は、下記までご連絡ください。

※ 振込先口座の変更手続きを行なわれない場合は、本給付金（基本給付再支給分）を受け取ることができなくなりますので、ご注意ください。

※ 振込先口座は受給者本人名義の口座のみとなります。

※ 児童扶養手当受取口座の変更手続きを行われている方はお手続きの必要はありません。

◎お問い合わせはこちら

石狩市保健福祉部子ども家庭課手当・医療担当

TEL 0133-72-3128